第1回交通管制センター(中央装置等)改良工事の公募について

次のとおり施工業者を公募するので、公告する。

令和 4 年11月25日

沖縄県知事 玉城 康裕

- 1 公募に付する事項
 - (1) エ 事 名:第1回交通管制センター(中央装置等)改良工事
 - (2) 工事場所:沖縄県警察本部交通管制センター
 - (3) 工事期限:契約日の翌日から令和5年3月24日
 - (4) 工事概要:交通管制センター(中央装置等)の定数設定及びユニット装着工事等
- 2 応募参加資格

本工事へ参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法に定める特定若しくは一般建設業者の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入 札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による令和2年度建設業者格付名簿又は登録名簿 に「電気工事」で登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11 年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされ ている者については、手続開始決定後、資格の再認定を受けている者)
- (3) 直近の経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者
- (4) 沖縄県内に本社又は支店、営業所等があること。
- (5) 参加資格確認申請期限日から、本工事の応募期日までの間において、本県の指名停止措置を受けてない者
- (6) 過去3か年間の工事請負実績等で、次のア~エのいずれかに該当すること。
 - ア 国又は都道府県の警察が設置する交通信号機関連工事のうち請負金額500万円以上の工事実績が あること。
 - イ 国道、県道等主要道路で道路管理者が道路上に設置する道路情報板関連工事等のうち、請負金額 500万円以上の工事実績があること。
 - ウ 交通信号機関連工事及び道路管理者関連工事実績で次の(ア)、(イ)の両方に該当すること。
 - (7) 国又は都道府県の警察が設置する交通信号機関連工事で、請負金額500万円未満の工事実績または一次下請負で交通信号機等の機器設置工事実績、若しくは主任(監理)技術者の実務経験を有する技術者を該当工事の主任(監理)技術者として配置可能であること。
 - (イ) 国道、県道等主要道路で道路管理者が道路上に設置する街路灯又は監視カメラ関連工事等で請負金額500万円以上の工事実績があること。
 - エ 令和2年度の沖縄県警察本部交通安全施設整備工事入札参加資格確認審査で「交通信号機関連工事」の入札参加資格を認められている者
- (7) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を配置可能であること。
 - ア 一級又は二級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 交通信号機メーカー等が主催する「交通信号機関連技術講習会」の修了者又は同等の技術、知識、 若しくは該当設備の知識、設置技術を有する者であること。
 - ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係(申請日以前に3か月以上の雇用)があること。
- (8) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 公募説明書及び仕様書を示す場所等
 - (1) 公募説明書等を示す場所及び問い合わせ先 〒900-0021

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部交通規制課管制センター 電話098-862-0110 (内線5217)

(2) 公募説明書及び仕様書の交付の日時

令和4年11月25日~令和4年12月7日 09:30~17:00(土日祝祭日を除く)

(3) 公募参加資申込書提出期限

令和4年12月7日(17:00)まで

4 その他

- (1) 応募及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募の無効

本公告に示した応募参加に必要な資格のない者の応募及び応募条件に違反した応募は無効とする。

(3) 入札の実施について

本工事の参加資格を満たす者が複数いた場合は、直ちに競争入札を実施する。